

## 栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県の地域内における揚水施設の設置等に関し届出制等を設けることにより、揚水施設による地下水の採取の実態を把握するとともに、揚水施設による地下水の採取に係る適切な指導を行い、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

### (地下水の範囲)

第2条 この要綱にいう「地下水」には、温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて採掘する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項及び第100条第1項に規定する河川の流水は含まないものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設（農業の用に供するものであってストレーナーの位置が地表から深さ30メートル未満のもの、土木工事その他の工事の用に供するものであって一時的に使用するもの及び主として災害時における使用に供することを目的とするものを除く。）をいう。
- (2) A地域 別表に掲げる地域をいう。
- (3) B地域 県の地域のうちA地域以外の地域をいう。

### (県の責務)

第4条 県は、地下水の適正な採取及び合理的な利用を図るため必要な施策を総合的に実施するものとする。

### (市町村の責務)

第5条 市町村は、県が実施する地下水に関する施策に協力するとともに、当該市町村の実情に応じた地下水に関する施策を実施するよう努めるものとする。

### (地下水の採取者の責務)

第6条 地下水の採取者は、県及び市町村が実施する地下水に関する施策に協力するとともに、地下水の適正な採取及び合理的な利用のために必要な措置を自ら講じるものとする。

### 第7条 削除

### (揚水施設の設置の届出)

第8条 A地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水施設を設置しようとする者及びB地域において揚水機の吐出口の断面積が45平方センチメートルを超える揚水施設を設置しようとする者は、当該揚水施設の設置の工事

の開始の日の 30 日前までに、別記様式第 1 号により次の事項を知事に届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 揚水施設の設置場所
- (3) 地下水の計画採取量
- (4) 揚水施設のストレーナーの位置
- (5) 揚水機の原動機の出力
- (6) 揚水機の吐出口の断面積
- (7) 地下水の採取の用途
- (8) 地下水の採取の理由
- (9) 地下水の採取の始期
- (10) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 水量測定器を備えること。
- (2) 揚水施設を地下水の計画採取量に見合う適正な規模とすること。
- (3) 節水等水利用の合理化について必要な措置を講じること。
- (4) 近隣の地下水の採取者に対して必要な配慮をすること。
- (5) 地下水以外の水源が確保された場合は、当該水源に転換すること。

## 第 9 条 削除

（揚水施設の変更の届出）

第 10 条 第 8 条の規定による届出をした者（以下「設置者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の 30 日前までに、別記様式第 2 号によりその旨を知事に届け出るものとする。

- (1) 揚水施設のストレーナーの位置
- (2) 揚水機の原動機の出力
- (3) 揚水機の吐出口の断面積

2 第 8 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（氏名等の変更の届出）

第 11 条 設置者は、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）に変更があったときは、その日から 30 日以内に、別記様式第 3 号によりその旨を知事に届け出るものとする。

（承継）

第 12 条 第 8 条第 1 項の規定による届出をした者から当該届出に係る揚水施設の全てを譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条第1項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第8条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、別記様式第4号によりその旨を知事に届け出るものとする。

(関係市町村長の意見)

第13条 知事は、第8条第1項の規定による届出があった場合又は第10条第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、これらの届出の対象となる揚水施設の存する地域の市町村長の意見を聴くことができるものとする。

(揚水施設の廃止の届出)

第14条 設置者は、揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該事由が生じた日から30日以内に、別記様式第5号によりその旨を知事に届け出るものとする。

(1) 揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。

(2) 揚水施設の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積をA地域においては6平方センチメートル以下と、B地域においては45平方センチメートル以下としたとき。

(3) 前2号の場合のほか、揚水施設を廃止したとき。

(報告の徴収)

第15条 知事は、この要綱を実施するため必要があると認めるときは、設置者に対し、揚水施設の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(添付書類)

第16条 この要綱の規定により知事に提出する書類には、知事が別に定める書類を添付するものとする。

(書類の経由)

第17条 この要綱の規定により知事に提出する書類(前条の規定により添付する書類を含む。)は、揚水施設の存する地域の市町村長を経由するものとする。

(届出の特例)

第18条 A地域において揚水施設の用に供する揚水機のうち吐出口の断面積が6平方センチメートルを超えるものを設置しようとする者が栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成16年栃木県条例第40号。以下「条例」という。)第39条の3第1項の規定による届出をしたときは、第8条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 条例第39条の3第1項又は第39条の4第1項の規定による届出をした者が条例第39条の5第1項又は第39条の6において準用する条例第10条若しくは第11条の規定による届出をしたときは、第10条第1項、第11条、第12条第3項又は第14条の規定による届出をしたものとみなす。

(その他の事項)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 5 年 7 月 1 日から実施する。  
(経過措置等)
- 2 栃木県地下水採取の届出に関する指導要領（平成 2 年 11 月 13 日資第 298 号。以下「要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の実施の際現に要領に基づき揚水施設設置届出書を提出している者は、この要綱に基づく設置者とみなす。
- 4 この要綱の実施の際現に A 地域及び B 地域において揚水施設の用に供する揚水機のうち吐出口の断面積が 6 平方センチメートルを超えるものを設置している者（前項に規定する者を除く。）は、この要綱の実施の日の翌日から起算して 6 月以内に、その旨を知事に届け出るものとする。
- 5 前項の規定による届出をした者は、この要綱の規定に基づく設置者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 23 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前に改正前の栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定によりされた揚水機設置の届出であって、実施日において当該届出に係る工事が完了していないもの（栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）第 39 条の 2 第 1 項に規定する指定地域に係るものを除く。）についての旧要綱第 9 条の規定による揚水機工事完了の届出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 5 日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日前に生じた事由に係る改正前の第 11 条、第 12 条第 3 項及び第 14 条の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 (2021)年 4 月 1 日から実施する。

別表 (第 3 条関係)

A地域	宇都宮市 (旧宇都宮市の区域に限る。) 足利市 栃木市 (旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町及び旧岩舟町の区域に限る。) 佐野市 (旧佐野市の区域に限る。) 小山市 真岡市 下野市 河内郡上三川町 下都賀郡壬生町 下都賀郡野木町
-----	---

備考 この表に掲げる旧宇都宮市の区域は平成 19 年 3 月 30 日における宇都宮市の区域とし、旧栃木市、旧大平町及び旧藤岡町の区域は平成 22 年 3 月 28 日における栃木市、大平町及び藤岡町の区域とし、旧岩舟町の区域は平成 26 年 4 月 4 日における岩舟町の区域とし、旧佐野市の区域は平成 17 年 2 月 27 日における佐野市の区域とする。

## 揚水施設設置届出書

年 月 日

栃木県知事 様

〒

住所

氏名

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

				*受理番号	
揚水施設の名 称		揚水施設の設置場所			
地下水の計画採取量	1日最大採取量				m <sup>3</sup> /日
	年量	m <sup>3</sup> /年	内訳	月～ 月平均	m <sup>3</sup> /日
				月～ 月平均	m <sup>3</sup> /日
井戸等の諸元	井戸の深さ（地表面からの深さ）			m	
	ストレーナーの位置 （地表面からの位置）			①	m ～ m
				②	m ～ m
				③	m ～ m
				④	m ～ m
揚水機の諸元	機 種				
	揚水能力(最大吐出量)			m <sup>3</sup> /時	
	定 格 出 力			KW	
	吐 出 口 径			mm	
	揚水機の吐出口断面積			cm <sup>2</sup>	
	計画1日最大運転時間			時間	
地下水の用途					
地下水採取の理由					
地下水採取の始期		年 月			
地下水採取量の測定方法		1. 水量測定器により計測 2. その他の方法（時間計による） （電使用量による） （運転時間による） （その他）			
記載担当者		電話番号			

- (注) 1. 揚水施設の位置を示す地図及び配置場所を示す図面を添付すること。  
 2. 揚水機の諸元の算出資料を添付すること。  
 3. \*印の欄には、記載しないこと。

## 揚水施設変更届出書

年 月 日

栃木県知事 様

〒  
住所

氏名

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

		*受理番号	
揚水施設の名称		受理日	
揚水施設の設置場所		受理番号	
変更事項	変更前	変更後	
地下水の計画採取量	日量 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>	日量 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>	
	年量 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/年</span>	年量 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/年</span>	
	内 訳	月 ~ 月 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>	月 ~ 月 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>
		月 ~ 月 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>	月 ~ 月 <span style="float: right;">m<sup>3</sup>/日</span>
井戸の深さ			
ストレーナーの位置 (地表面からの位置)		m ~ m	m ~ m
		m ~ m	m ~ m
		m ~ m	m ~ m
		m ~ m	m ~ m
揚水機の諸元	機 種		
	能力（最大吐出量）	m <sup>3</sup> /時	m <sup>3</sup> /時
	定 格 出 力	KW	KW
	吐 出 口 径	mm	mm
	揚水機の吐出口断面積	cm <sup>2</sup>	cm <sup>2</sup>
	計画1日最大運転時間	時間	時間
地下水の用途			
地下水採取の理由			
地下水採取の始期		年 月	年 月
地下水採取量の測定方法		1 水量測定器により計測 2 その他の方法 ( )	1 水量測定器により計測 2 その他の方法 ( )
記載担当者		電話番号	

- (注) 1. ストレーナーの位置及び揚水機の諸元については、図面等を添付すること。  
 2. \*印の欄には、記載しないこと。  
 3. 該当のない欄には、斜線を引くこと。

別記様式第3号（第11条関係）

別記様式第4号（第12条関係）

# 氏名等変更届出書 揚水施設承継届出書

年 月 日

栃木県知事 様

〒  
住所

氏名

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱 第11条  
第12条第3項 の規定により、下

記のとおり届け出ます。

		*受理番号	
揚水施設の名称		受理日	
及び設置場所		受理番号	
変更（承継） 年 月 日	年 月 日		
変更前 （被承継者）	氏名又は名称		
	住所		
変更後 （承継者）	氏名又は名称		
	住所		
変更（承継） の 原 因			
記載担当者		電話番号	

（注）\*印の欄には、記載しないこと。



別記様式第5号（第14条関係）

## 揚水施設廃止届出書

年 月 日

栃木県知事 様

〒  
住所

氏名

栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

		*受理番号	
揚水施設の名称		受 理 日	
及び設置場所		受理番号	
届 出 の 内 容	1. 揚水施設により地下水を採取するのを廃止した。 2. 吐出口径の断面積合計を対象面積以下にした。 3. 揚水施設を廃止した。		
廃止等年月日	平成 年 月 日		
廃 止 等 発 生 理 由	----- ----- ----- ----- -----		
記 載 担 当 者		電 話 番 号	

(注) \*印の欄には、記載しないこと。